



知って得する 医学のトリビア

平成18年10月28日(土曜日)開催



今回の講演者は
藤原内科院長
藤原正隆
です。

第38回健康教室は今までと少し趣向を変え、「知つて得する医学のトリビア」と題して、皆様の日常生活に役に立つ、医学の雑学知識を集めて解説しました。

診察を受けた後、ローラーベッドなど(消炎鎮痛処置)をして帰ると、しなかつた時よりも診療費が安くなる。

通常の外来診療を受けてますと、再診の場合、再診料に加えて「外来管理計算」という診療報酬がつきます。これは一般の方が52点(1点が10円ですかね)、老人保健法の適用の方は57点です。しかし、その日に検査やりハビリテーション、処置などを行った場合は算定ができない決まりがあります。その代わりに検査や処置などの点数を算定するわけですが、器具等を用いた消炎鎮痛処置の場合、35点です。一般の方で計算すると、52点マイナス35点で17点安くなり、3割負担では、約50円負担額が安くなります。

鍼灸院ではり、きゅう、マツサージを保険診療で受けるためにには、医師の療養費同意書が必要である。

例えば柔道整復師のが行う施術に対する費用については、「打撲、捻挫、骨折、脱臼等で柔道整復師の施術を受けたとき。」とあり、「ただし、骨折、脱臼については、医師の同意(応急手当を行う必要がある)を除く。」

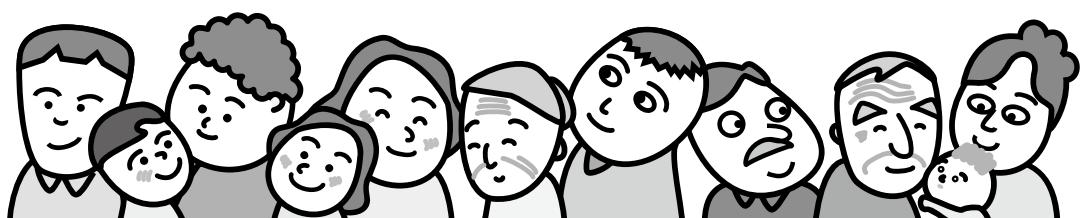
「医師の同意」を示すものが、「療養費同意書」という書類になりますが、これは、本来、一定期間の保険診療を行った後に交付されるべきものであって、医学的な治療を試みることなく、発行されるものではないのです。すなわち対象は慢性病であって「医師による適当な治療手段のないもの」と定義されています。また同意書は「診察した患者に限り交付することができる」と決められており、無診察で同意書のみ交付を求められても、交付することはできません。基本的には「同病の主治を担当する医師が作成すべき」もので、対象疾患から考えると整形外科の医師にお願いすることが多いと思われ

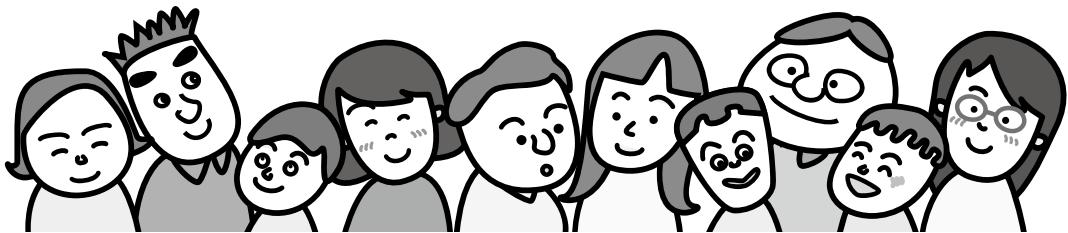
が必要。」と決められています。はり、きゅうの施術を受けた場合も「次の場合(表1)に医師の同意を得て、はり、きゅう師の施術を受けたとき」とあります。マッサージを受ける場合にも、「脳出血等による片麻痺及び関節拘縮等、主として麻痺に対するもので、医師の同意を得て、マッサージ師の施術を受けたとき。(ただし、はり、きゅうとの併給はできません。)」と決められており、「単なる肩こり、腰痛、疲労、倦怠は、施術の範囲外とする」とも書かれています。

「医師の同意」を示すものが、「療養費同意書」という書類になりますが、これは以前にも取り上げたことのある話題ですので、「存じの方も多い」と思っています。院内処方の場合は、薬剤費等も全て払うのに対し、院外処方の場合は薬剤費関連の費用が発生しない(II処方せん料のみ)ので、医療機関での支払額は当然「安く」なります。しかし薬局では薬剤費の他、院内処方医療機関では算定されない、調剤基本料、薬剤服用歴管理料、長期投薬情報提供料等、たくさんの加算が追加され、医療機関での支払額と合計すると、院内処方の医療機関でお薬をもらう場合よりも「高く」なってしまいます。よく考えれば、院外処方では、薬をむりうりに医師だけでなく薬剤師も関わっているのですから、費用が高くなる(1ヶ月当たり300~500円)のも当然ですね。

はい、きゅうの 表1. 対象となる疾患

1. 神経痛
2. リウマチ
3. 頸腕症候群
4. 五十肩
5. 腰痛症
6. 頸椎捻挫後遺症





いわゆる「風邪」の原因は、90%以上がウイルスによるものである。

これは風邪を引いて受診された方に知つておいて頂きたいことのひとつです。毎年1人あたり平均5~6回風邪をひくと言われており、原因となるウイルスは200種類以上あるのです。一口に「風邪」と言つても、喉の痛みが強いものもあれば、インフルエンザのように高い熱が特徴のものや、昨年流行したノロウイルスのように「お腹に来る風邪」もあります。通常「風邪（様の症状）」で来られた場合、我々開業医はいちいち原因は調べません。なぜなら調べて結果が出た頃には通常の風邪であればもう治っているからです。ただインフルエンザのように、迅速キットが利用できるものは、原因がインフルエンザウイルスとわかれば特效薬が使えますから、原因を調べます。

ウイルスが原因の場合、よほどのことがなければ数日で治ります。したがつて治療も対症療法に終始します。しかし長引いている場合、症状が出てから数日して熱が出てきているような場合は、細菌による二次感染も疑われる所以、抗生素質を使うこともあります。

咽を診るとときに「あ～」と声を出してもらうのは、咽の奥を見やすくするため。

何故かなど思つておられた方、いま

せんか？声を出すと咽の奥の口蓋弓が上に上がって、咽の奥が見やすくなるのです。鏡を見ながら自分でもやってみて下さい。

に自分の家庭生活のことまでいたるごと知つておいてもらつというのは、無理な相談と言つむのです。やはり身近な相談役として、かかりつけ医を持つということが、御本人にとつても幸せなことだと思います。（どないです第17号「ふたり主治医制」を参考にして下さい。）

介護保険の認定は、主治医意見書の書き方ひとつで認定が変わることがある。

平成18年4月の改定で要介護1の方の約6割が要支援2へ判定されています。これは介護報酬の削減のため、政府が意図的に行つていい措置ですが、従来の要介護1に相当する方は、まず一次判定で「要介護1相当」と判定され、その後に認知症の程度、日常生活度を評価した上で、予防給付（II要支援2）か、介護給付（II要介護1）かに分けられます。（IIまでは自動的に「コンピューターで判定されるのですが、仮に予防給付と判定された申請者について、審査会は要介護1がふさわしいと思っても、主治医意見書に介護給付が必要な状況が記載されていないと、判定を覆すことができないのです。したがつて正しい介護認定を受けるためには、自分の日常のこと）をよく知つてくれているかかりつけ医に主治医意見書を書いてもらつことが重要なポイントになります。

これについては、当日藤原内科の健康教室へ足を運んでいただいた方へ、とつておきの情報としてプレゼントいたします。（紙面の都合で省略させていただきました。）

藤原内科は○曜日が空いている！



藤原内科では、「お答えします」コーナー、健康教室を取り上げて欲しい話題や疑問を募集しています。普段から気になつてることなどありますたら、どしどしあ寄せ下さい。お待ちしています。



保険診療ができる 禁煙指導

平成19年1月27日(土)開催
午後3時から(午後2時45分開場)
医療法人祥正会 藤原内科 2F会議室にて
講演者は 藤原内科院長 藤原正隆です

今日は、平成18年4月の診療報酬改定で認められた、保険診療ができる禁煙指導について、どんな方が受けられるのか、費用はどのくらいかかるか、など具体的にお話しします。禁煙したい方はもちろん、「禁煙して欲しい方」が身近にいらっしゃる方、家族の方も、どうぞ奮ってご参加下さい。